

第6章 介護保険事業の事業費と保険料

- 1 介護保険制度の役割
- 2 介護保険事業の「総事業費」と「総給付費」
- 3 総給付費の分析
- 4 他の自治体との比較
- 5 第9期計画の総事業費の見込み
- 6 第9期計画の介護保険料
- 7 2040年度の総事業費と介護保険料の予測

この章における表記

- ・第9期介護保険事業計画→第9期計画
- ・第8期介護保険事業計画→第8期計画
- ・第7期介護保険事業計画→第7期計画
- ・第6期介護保険事業計画→第6期計画

1 介護保険制度の役割

(1) 介護保険のしくみ

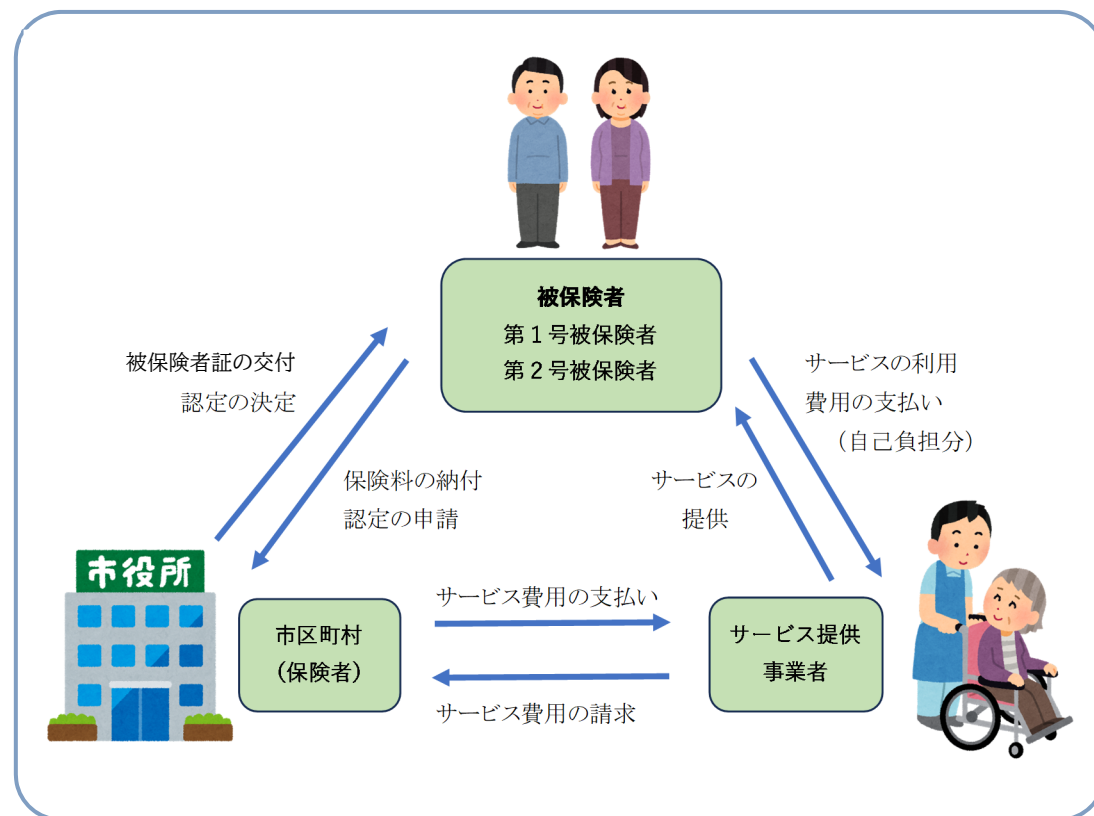
日本の高齢化は1970年代から急速に進み始め、これに伴って介護を必要とする高齢者も増加しました。同時に平均寿命も延伸したため、介護を必要とする期間が長期化するなど、介護に対するニーズが急速に増大しました。また、高齢者を支える中心的な役割を担っていた「家族」においても、核家族化や介護者の高齢化など、その状況が変化してきました。

これらの社会的な変化に対して、従来の老人福祉・老人医療制度では対応することが困難となったため、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、2000年に介護保険制度が創設されました。

介護保険は、40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要になった時には費用の一部を負担することで、要介護度に応じた様々な介護サービスを利用することができる制度です。

高齢化は今後も進展します。誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するため、介護保険制度の持続可能な運営が求められています。

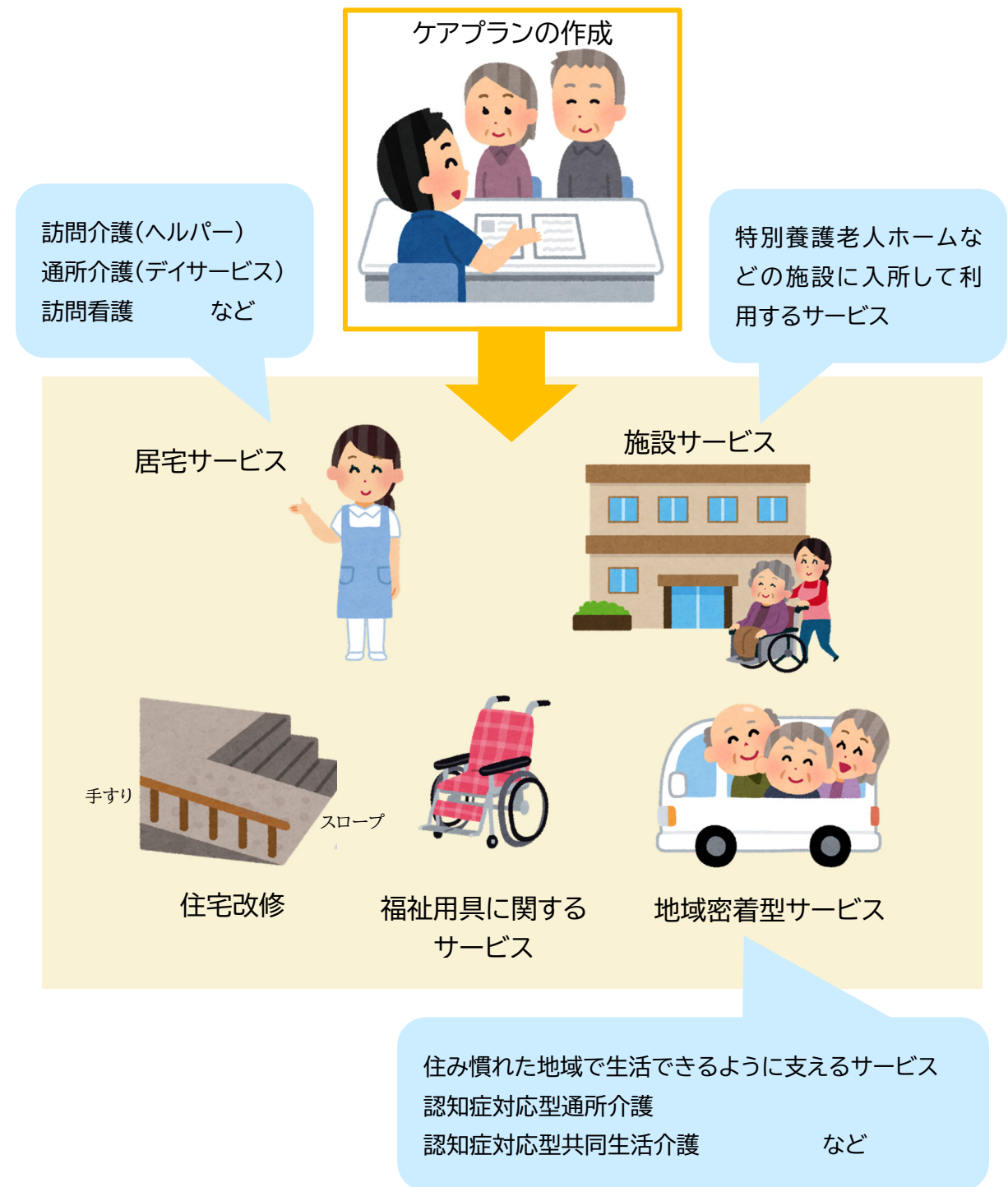
介護保険のしくみ



(2) 介護保険で利用できるサービス

介護や支援が必要になったと感じた時には、要介護・要支援の認定申請を行っています。要介護認定された場合は、ケアマネジャーによりケアプランが作成され、要介護度に応じた介護サービスを受けることができます。介護サービスには以下のものがあります。

介護保険で利用できるサービス



(3)第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

介護保険の総事業費は、保険料 50%と公費 50%で負担する仕組みとなっています。第1号被保険者は、保険料負担分 50%のうち23%(※1)を負担します。

第1号被保険者の保険料は、原則として年金からの特別徴収(天引き)となります。

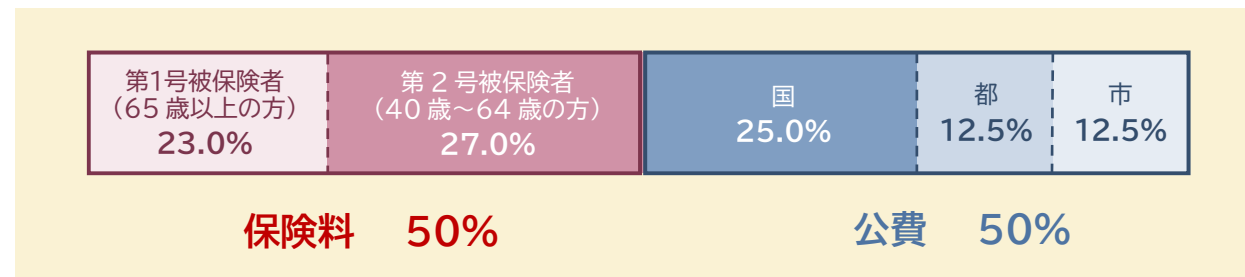
市は、安定した制度運営を行うため 3 年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画期間にかかる総事業費の推計を行い、必要となる保険料を算出して保険料改定を行います。

(4)第2号被保険者(40歳~64歳)の介護保険料

第2号被保険者は、総事業費の保険料負担分50%のうち27%(※2)を負担します。

第2号被保険者の介護保険料は、それぞれの方が加入している公的医療保険の保険者が徴収します。

介護サービスに係る費用の財源構成(イメージ)



※1・※2 第1号・第2号被保険者の負担率は3年ごとに設定されます。本ページ記載の負担率は第9期計画における負担率です。

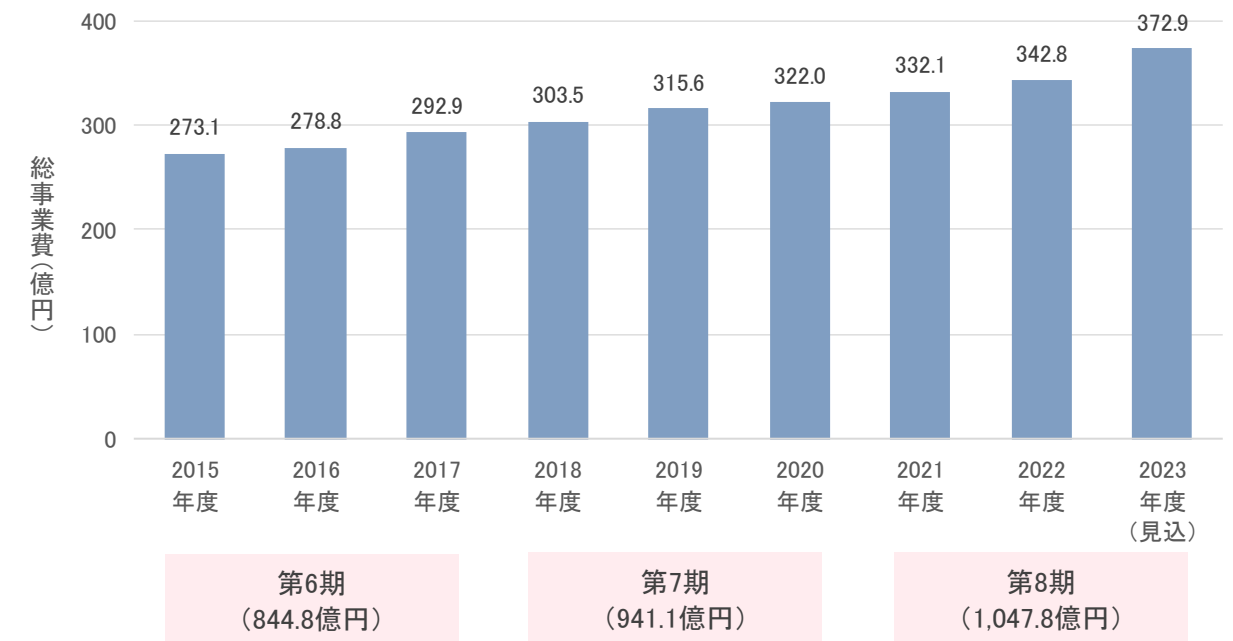
2 介護保険事業の「総事業費」と「総給付費」

介護保険事業は、要介護・要支援認定者(以下、「認定者」という)への介護サービスの提供をはじめとして、高齢者支援センターの設置など包括的支援事業や要介護状態にならないための予防事業など、様々なサービスを提供しています。これらに要する費用の総額を総事業費といいます。

(1)総事業費の推移

総事業費は、年々増加傾向にあります。過去9年間で見ると、第6期計画期間では、3年間の合計額が844.8億円でしたが、第7期計画期間は941.1億円であり96.3億円(11.4%)増加しています。また、第8期計画期間は1,047.8億円で、第7期計画期間と比べると106.7億円(11.3%)増加しています。【図6-1】

【図6-1】町田市の総事業費の推移



(2)総給付費について

総給付費は介護サービスを提供するための費用です。給付は介護保険制度における保険機能の中核であり、総給付費は総事業費の約9割を占めています。

総給付費は、サービス利用対象者の総数である「認定者数」と介護報酬の計算の基となる「要介護度」等により、およその金額を求めることができます。また、「認定率」は加齢により上昇するため、高齢者の年齢層の変動も要因の一つとなります。

3 総給付費の分析

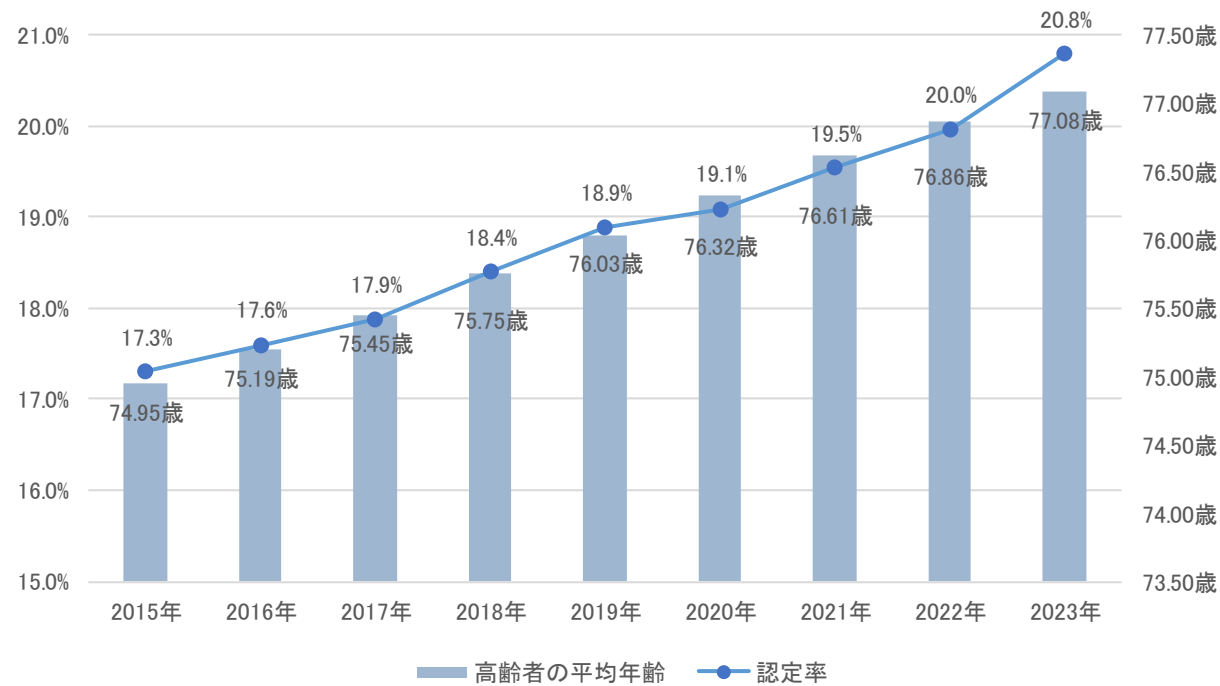
総給付費に影響を与える「認定率」「認定者数」「要介護度」について、それぞれの分析を行ったうえで、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年の高齢者人口と総給付費の関係を考察します。

(1) 認定率

第1号被保険者数のうち、認定者数の割合を「認定率」といいます。介護リスクは年齢とともに高くなるため、認定率は高齢者の平均年齢とともに上昇しています。【図 6-2】

町田市の認定率は 2015 年で 17.3% でしたが 2023 年には 20.8% まで上昇しました。

【図 6-2】町田市の高齢者の平均年齢と認定率



(2) 認定者数

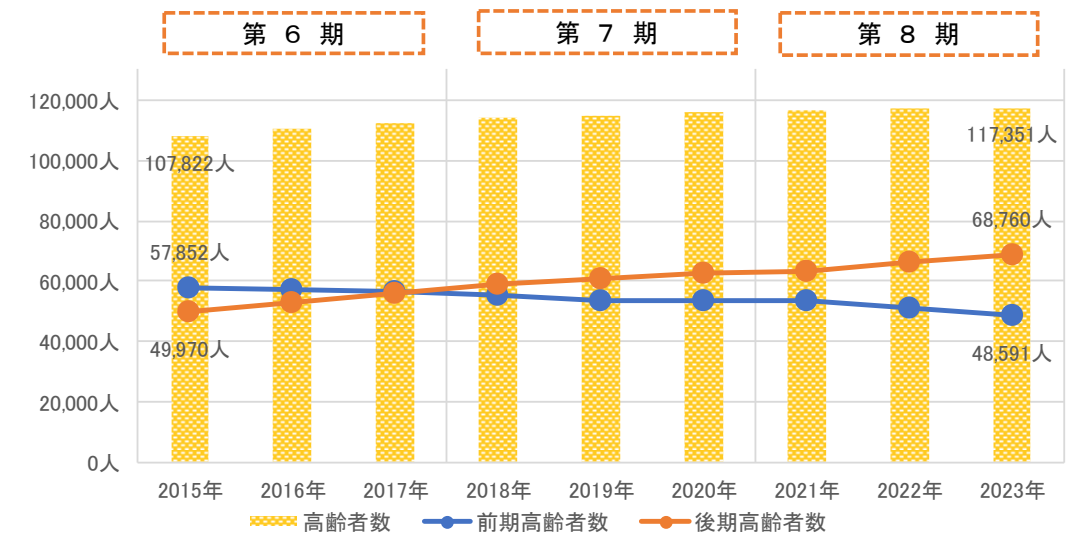
町田市の高齢者数は 2015 年で 107,822 人でしたが 2023 年には 117,351 人まで増加しました(増加率 8.8%)。これに伴って認定者数も 18,685 人から 24,272 人に増加しています(増加率 29.9%)【図 6-3】。

前期高齢者と後期高齢者別にみると、前期高齢者は人口・認定者数ともに減少傾向にありますが、後期高齢者の人口は 49,970 人から 68,760 人へと増加し(増加率 37.6%)、認定者数も 15,620 人から 21,479 人へと増加しています(増加率 37.5%)。

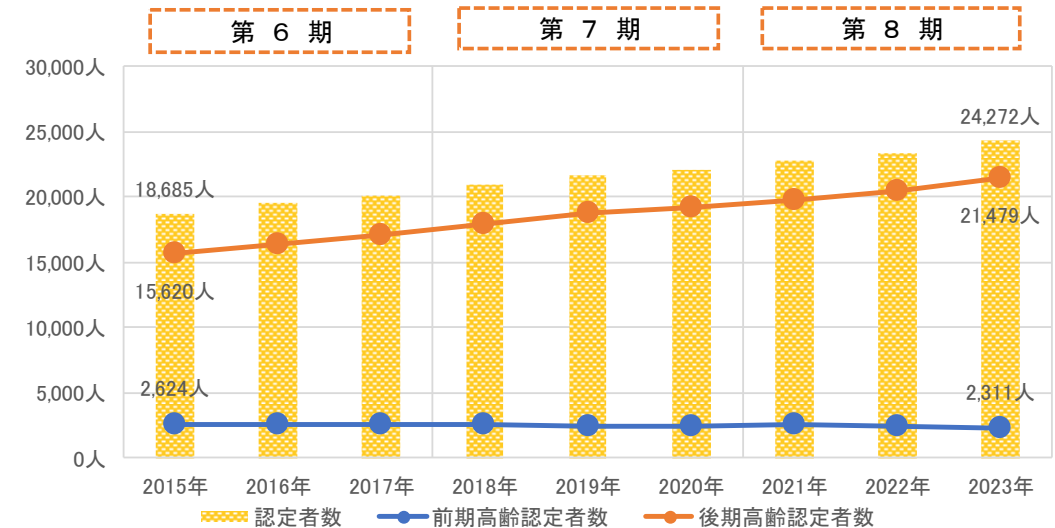
町田市の初めて認定を受ける方の平均年齢は 81 歳です。このため、認定者の約 9 割は後期高齢者となっています。

【図 6-3】

一 町田市の高齢者人口の推移



一 町田市の認定者数の推移

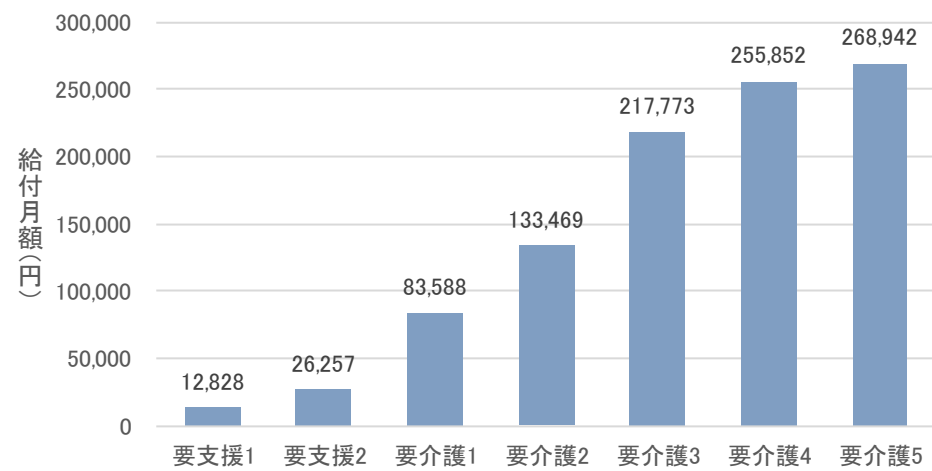


(3)一人あたり給付費と年齢区別にみる要介護度

要介護度は、介護が必要な状態を指標化したもので、「要支援1」から「要介護5」までの7段階に分けられています。要介護度により、利用できるサービスの種類や回数の上限、介護報酬額等が異なります。

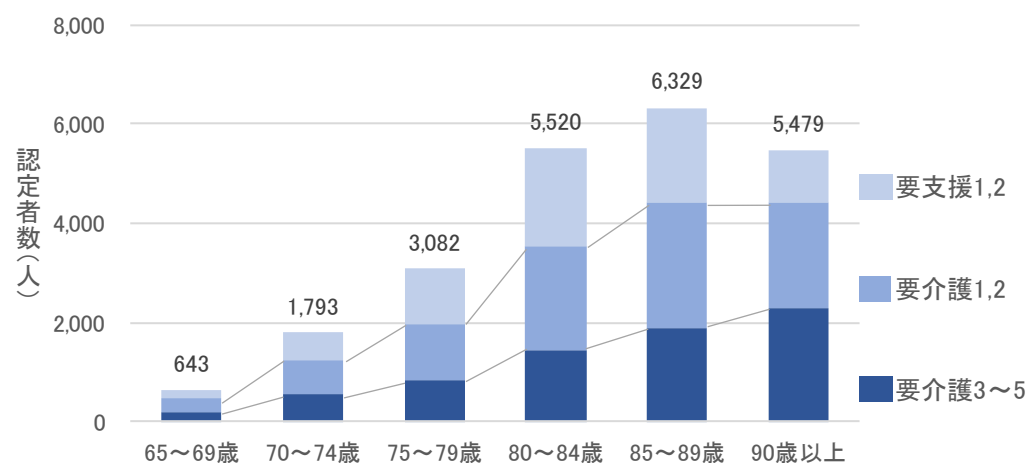
認定者一人あたりの給付費は、要介護度が上がるほど高くなり、特に要介護3～5が高額となっています。【図6-4】

【図6-4】町田市の要介護度別「認定者一人あたり給付費」の月額(2023年3月利用分)



【図6-5】では、町田市の年齢区別の認定者数を要支援1・2、要介護1・2、要介護3～5の3つのグループで色分けしています。89歳までは認定者数が増加しますが、3つのグループの比率に大きな差はありません。90歳以上になると、認定者数が減少して3つのグループの比率も変わります。要支援1・2のグループが減少し、要介護3～5のグループが増加することで、認定者の大多数が要介護1～5となります。

【図6-5】町田市の年齢区別要介護度と認定者数(2022年10月時点)



(4)2040年の高齢者人口と総給付費

高齢者の年齢層が上がることにより、認定率の上昇と要介護度の重度化が進むため、総給付費は相乗的に増加します。また、2040年はこれに「団塊の世代*」や「団塊ジュニア世代」の人口のボリュームゾーンの高齢化が加わります。

【図6-6】は、「高齢者人口」「総給付費」「認定率」を年齢区別に示したものです。

2022年の高齢者人口は、団塊の世代の多くが属する70～74歳がピークとなっています。

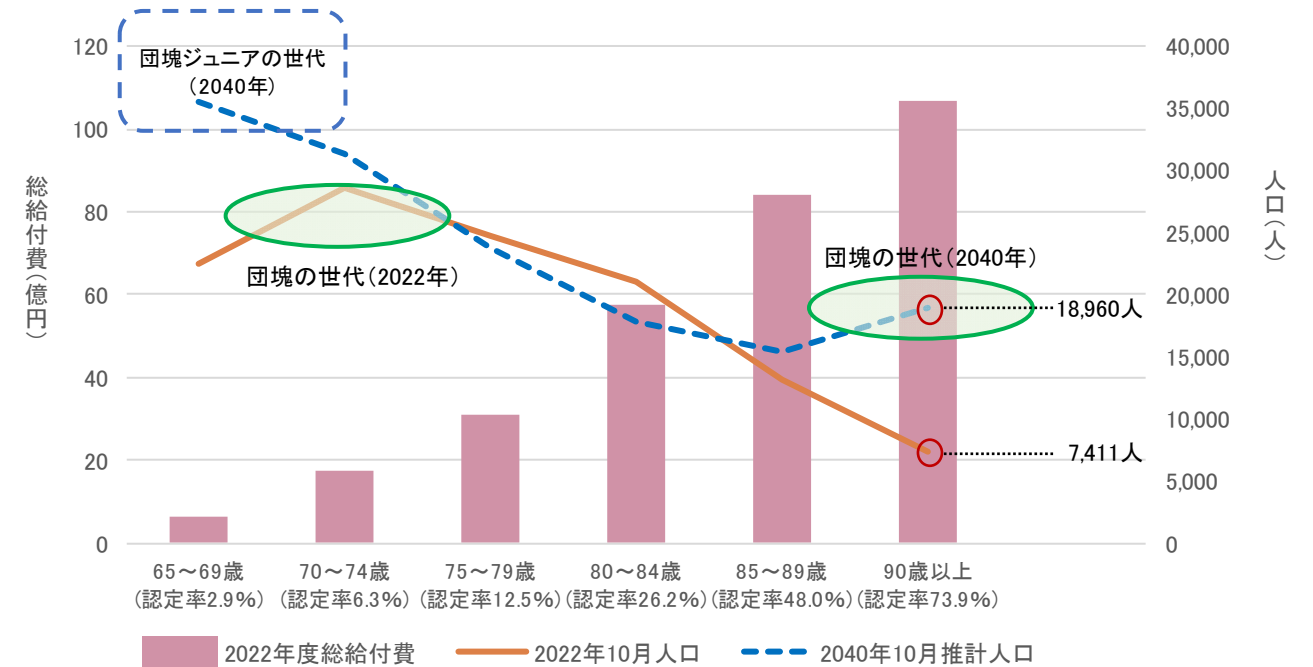
75歳以上の高齢者人口は減少していますが、認定率が上昇するため、【図6-5】のとおり89歳まで認定者数が増加します。

90歳以上になると認定率はさらに上昇しますが、人口減少による影響が勝るため、認定者数は減少します。しかし、一人あたり給付費の高い要介護3～5が増加することから、他の年齢区分と比べ、最も総給付費が高くなっています。

2040年の高齢者人口の推計を見ると、団塊ジュニア世代は65歳になったばかりであり、認定者数自体が少なく総給付費への影響は少ないものと考えられます。

一方で、団塊の世代は総給付費が最も高い90歳以上となっています。これは、2022年の90歳以上の高齢者数7,411人の2.6倍程度の人数に相当することから、総給付費に対しても大きな影響を及ぼすことが予測されます。

【図6-6】年齢区別の「高齢者人口」「総給付費」「認定率」

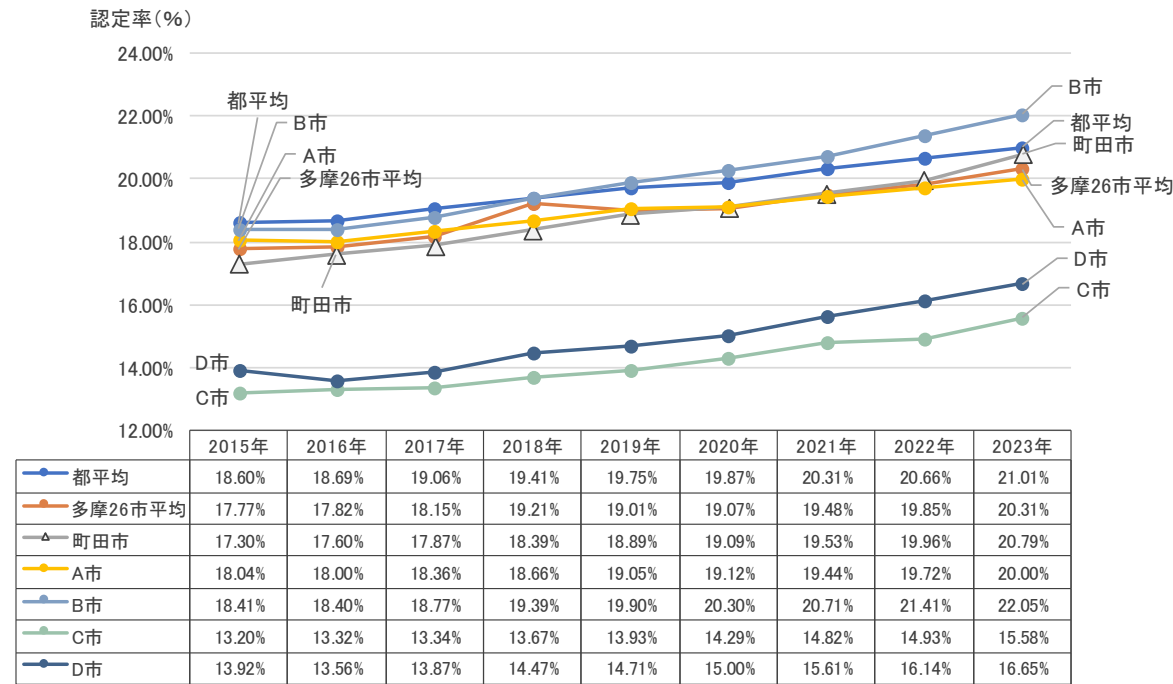


4 他の自治体との比較

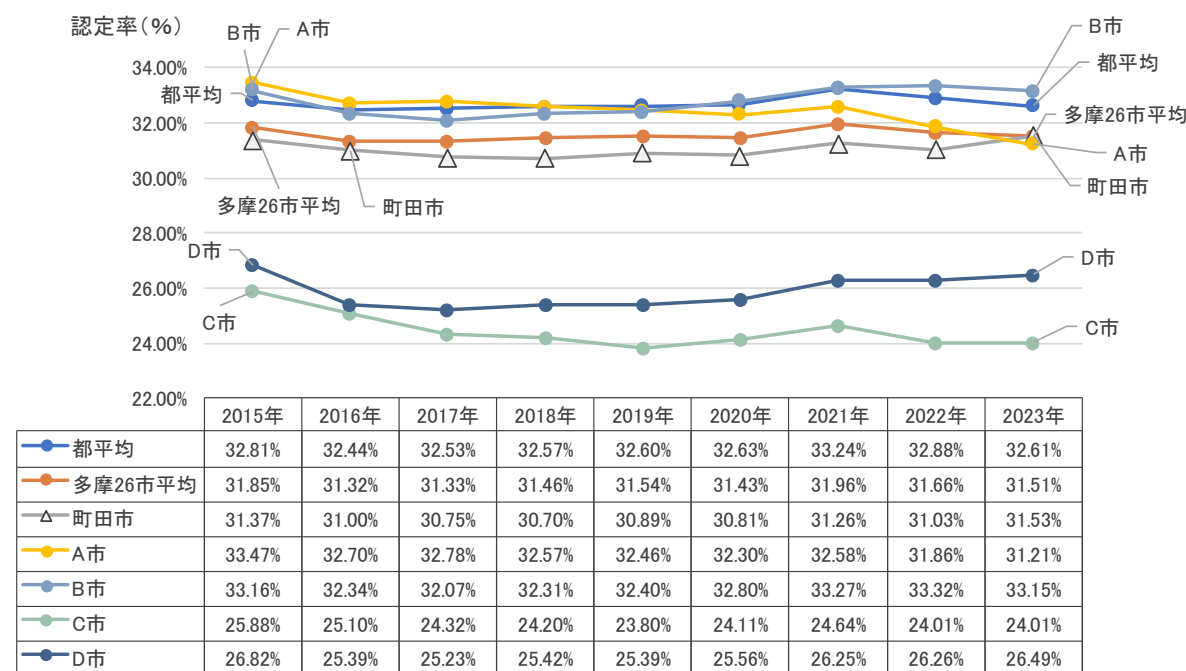
(1) 認定率

町田市の認定率を他市と比較した結果、【図 6-7】に示すとおり、町田市は都平均や多摩 26 市平均と同程度となっています。また、後期高齢者での比較において、町田市は都平均を下回り多摩 26 市平均と同程度となっています。【図 6-8】

【図 6-7】認定率の推移(東京都・町田市・近隣市)



【図 6-8】後期高齢者認定率の推移(東京都・町田市・近隣市)



(2) 一人あたり給付費

給付費は同じ介護サービスであっても地域区分(1~7 級地、その他)によって介護報酬が異なるため、同一級地での比較を行います。

町田市と同じ2級地の全ての市で認定者一人あたりの給付費を比較すると、町田市が最も低くなっています。

2級地における「認定者一人あたり給付費」

	認定者一人あたり給付費 (2021年度)	認定率 (2021年9月末)
町田市	1,310千円	19.5%
E市	1,348千円	22.1%
F市	1,390千円	26.9%
G市	1,443千円	14.8%
H市	1,447千円	20.0%
I市	1,464千円	19.2%

コラム⑦ 要介護度が改善しています ~要介護度改善ケア奨励事業~

町田市では、介護サービスをより良質なものとするために、「要介護度改善ケア奨励事業」を実施しています。これは、入所者の要介護度の改善につながったサービスを提供した市内の特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホームに対し、奨励金を交付するものです。

ここでは、歩行訓練などのトレーニングや食事内容・方法の見直し、外出機会を増やすなど、入所者一人ひとりの身体の状態や体力等に合わせたメニューを作成し、入所者に対し適切な声掛けや目標設定などを行うことで、意欲を高めるなど、施設職員による根気強い取り組みが行われています。

町田市では、2016 年度から市独自の事業として、全国に先駆けてこの事業を実施しています。2022 年度までの7年間で、累計 687 名の要介護度が改善しました。

2023 年度からは東京都も同様の取り組みを開始しました。



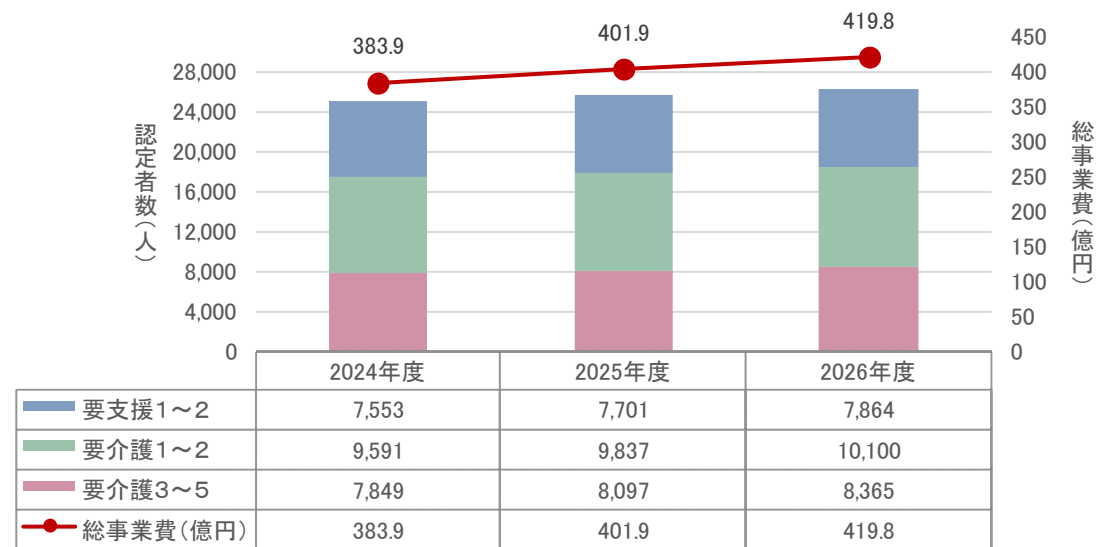
5 第9期計画の総事業費の見込み

(1) 総事業費の見込み

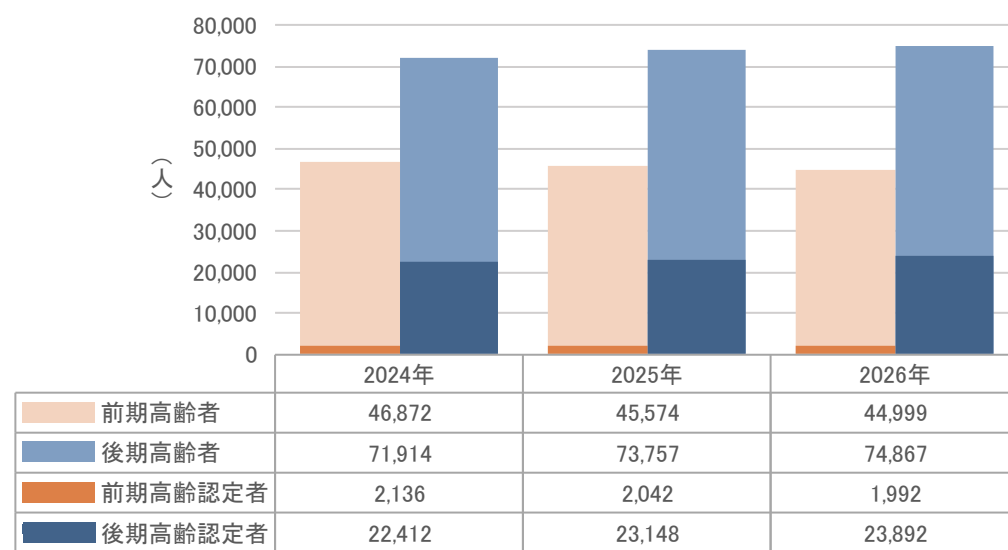
高齢者人口の将来推計から、要介護度別認定者数を見込み、サービス利用率や介護報酬改定等を勘案することで、第9期計画期間中の総事業費を推計しました。

総事業費の見込額は、3年間で約1,206億円です。第8期計画の見込額である約1,048億円と比較すると、約158億円の増額で約15.1%増となります。

【図6-9】第9期計画の要介護度別認定者数・総事業費



【図6-10】第9期計画の高齢者数・認定者数



(2) 第9期計画総事業費の内訳

第9期計画総事業費の内訳は下表のとおりです。

	第9期			
	2024年度	2025年度	2026年度	合計
総事業費	383.9億円	401.9億円	419.8億円	1,205.7億円
標準給付費	363.5億円	380億円	396.9億円	1,140.4億円
総給付費	344.9億円	360.9億円	377.0億円	1,082.8億円
介護給付費	337.2億円	352.8億円	368.4億円	1,058.4億円
居宅サービス費	191.6億円	202億円	212.2億円	605.8億円
施設サービス費	145.5億円	150.7億円	156.3億円	452.5億円
予防給付費	7.8億円	8.2億円	8.5億円	24.5億円
居宅サービス費	6.5億円	6.8億円	7.2億円	20.5億円
施設サービス費	1.3億円	1.3億円	1.3億円	4.0億円
その他経費	18.5億円	19.1億円	19.9億円	57.6億円
地域支援事業費	20.5億円	21.9億円	22.9億円	65.2億円
介護予防・日常生活支援総合事業*費	12.2億円	13.2億円	14.1億円	39.5億円
包括的支援事業費	7.5億円	7.9億円	8.0億円	23.5億円
任意事業費	0.7億円	0.7億円	0.8億円	2.2億円

※ 端数調整の関係で、合計金額に差異が生じています。

(3) 介護保険制度の主な改正

改正点	改正内容
要支援者のケアプラン作成事業所の拡大	要支援者のケアプランについては、地域包括支援センター(高齢者支援センター)が作成していましたが、これに加えて介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者も作成が可能となります。
福祉用具貸与サービスにおける選択制の導入	福祉用具貸与サービスの対象品目の一部(歩行器、単点杖、多点杖等)について、借用と購入を選択できるようになります。
施設やショートステイにおける多床室の室料の負担	2025年8月から、一部の介護老人保健施設及び介護医療院において、多床室に入所した場合の室料が利用者負担となります。
施設やショートステイの居住費について、基準費用額の引き上げ	2024年8月から、施設等を利用する際の標準的な金額のうち、居住費が引き上げられます。ただし、負担限度額認定制度の認定を受けている方の負担額は変わりません。

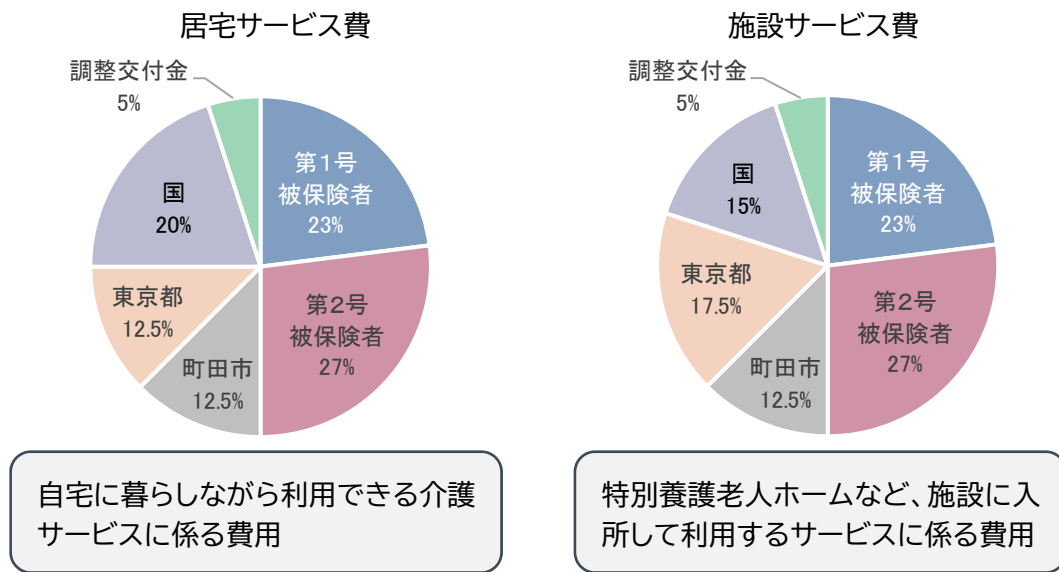
6 第9期計画の介護保険料

(1) 総事業費の財源構成

介護サービスに係る給付費は、一部の事業を除き、50%を介護保険料、50%を公費で負担します。第9期計画における第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同じ 23%となっています。

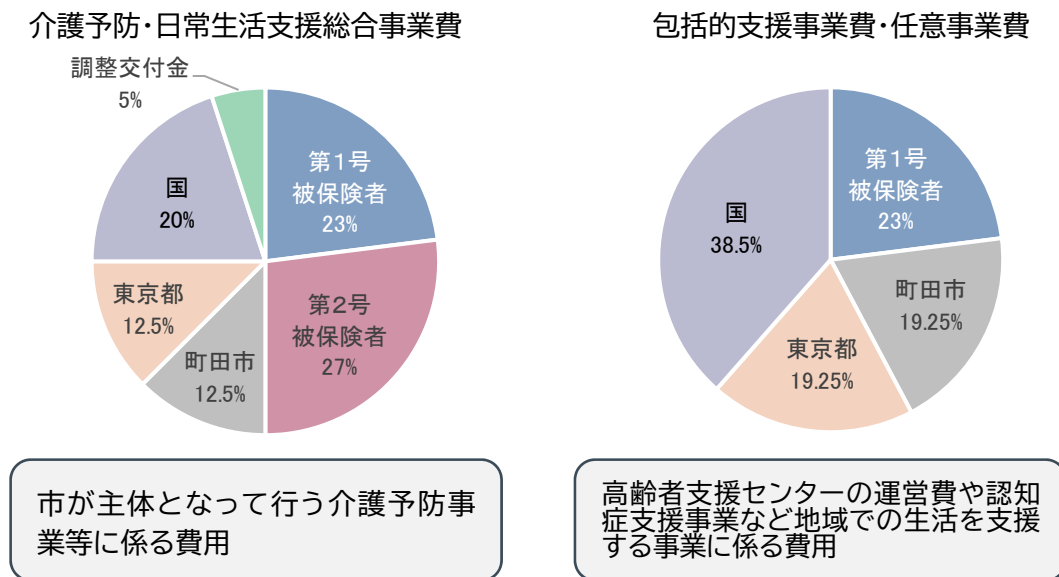
① 標準給付費の財源構成

標準給付費は、主に「居宅サービス費」と「施設サービス費」があります。



② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費は、「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業費・任意事業費」があります。



(2) 第9期計画の介護保険料月額基準額

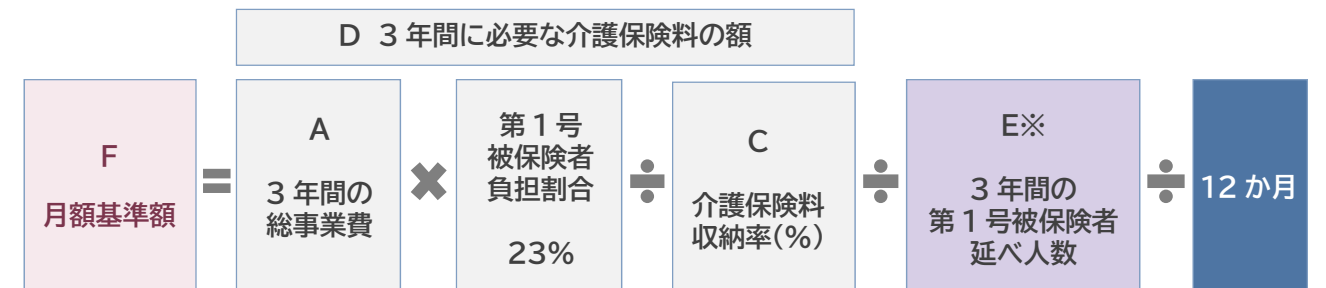
総事業費の見込み額をもとに介護保険料月額基準額を算定します。

個人の介護保険料は、本人や世帯の市民税の課税状況や本人の前年の所得などにより変わるため、それらの計算の基礎となるものとして「月額基準額」を算定します。

項目		金額等
3年間の総事業費	標準給付費	114,043,817,000 円
	介護予防・日常生活支援総合事業費	3,954,605,000 円
	包括的支援事業費・任意事業費	2,569,813,000 円
	A:合計	120,568,235,000 円
第1号被保険者負担分	標準給付費分	26,230,077,910 円
	介護予防・日常生活支援総合事業費分	909,559,150 円
	包括的支援事業費・任意事業費分	591,056,990 円
	調整交付金*不交付額(5%-4.9%)	117,998,422 円
	インセンティブ交付金*	△293,122,621 円
B:合計	27,555,569,851 円	

C:介護保険料収納率(見込み)	99.0%
D:3年間に必要な介護保険料の額(B÷C)	27,833,908,940 円
E:3年間の第1号被保険者延べ人数 ※	361,079 人
F:算定上の介護保険料月額基準額(D÷E÷12 か月)	6,424 円
G:介護給付費準備基金*の活用額	1,650,000,000 円 (△384円)
介護保険料月額基準額	6,040 円

月額基準額の算定方法



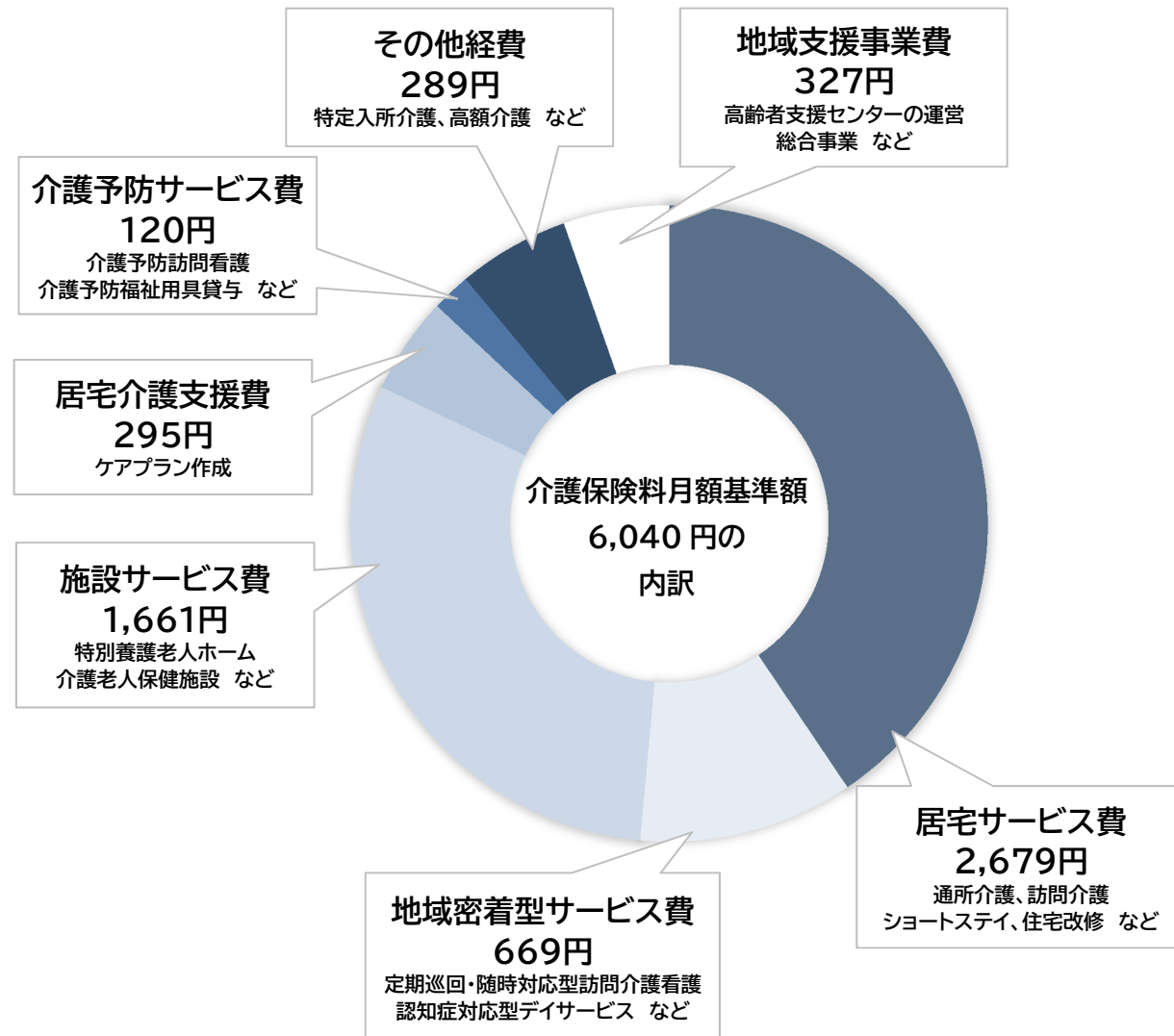
※ 「E:3年間の第1号被保険者延べ人数」は、第1号被保険者人数を所得段階ごとの第1号被保険者数に保険料率を掛けた人数に補正した人数。

●第9期計画(2024年度から2026年度)の
介護保険料月額基準額は、6,040円です。

(3) 第9期計画の介護保険料月額基準額の内訳

介護保険料月額基準額6,040円の内訳は、下図のとおりです。

【図 6-11】介護保険料月額基準額の内訳



(4) 介護保険料の算定

① 保険料率と所得段階

第1号被保険者の介護保険料は、月額基準額に保険料率を乗じて計算します。

保険料率は、本人の前年所得や世帯の市民税の課税状況など、負担能力に応じて段階的に設定されています。

第9期計画においては、より負担能力に適した保険料算定を行うため、所得段階を第8期計画の15段階から19段階に増やすとともに、各所得段階の保険料率の見直しを行いました。

また、介護保険料を幅広い所得層で負担するため、賦課対象となる所得額の上限を1,500万円から2,000万円に変更しました。

② 公費による低所得者の保険料軽減

第8期計画に引き続き、消費税を財源とした公費の投入により、非課税世帯(第1段階～第3段階)の保険料率を引き下げ、保険料の軽減を行います。

低所得者の保険料軽減

所得段階	軽減前保険料率	軽減後保険料率
第1段階	0.455	0.285
第2段階	0.575	0.375
第3段階	0.690	0.685

③ 第9期計画の第1号被保険者の介護保険料

課税状況		要件	所得区分	保険料率	年額	
世帯	本人				月額	
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者		老齢福祉年金受給者	第1段階	0.285 (0.455 [※])	20,600円 (32,900円 [※])	
非課税	非課税				80万円以下	1,721円 (2,748円 [※])
		80万円超 120万円以下	第2段階	0.375 (0.575 [※])	27,100円 (41,600円 [※])	
120万円超	第3段階				0.685 (0.69 [※])	49,600円 (50,000円 [※])
		80万円以下	第4段階	0.775		4,137円 (4,167円 [※])
80万円超	第5段階 (基準額)				1.00	56,100円 4,681円
		125万円未満	第6段階	1.075		72,400円 6,040円
125万円以上 190万円未満	第7段階				1.225	77,900円 6,493円
		190万円以上 300万円未満	第8段階	1.40		88,700円 7,399円
300万円以上 400万円未満	第9段階				1.60	101,400円 8,456円
		400万円以上 500万円未満	第10段階	1.75		115,900円 9,664円
500万円以上 600万円未満	第11段階				1.90	126,800円 10,570円
		600万円以上 700万円未満	第12段階	2.05		137,700円 11,476円
700万円以上 800万円未満	第13段階				2.20	148,500円 12,382円
		800万円以上 900万円未満	第14段階	2.35		159,400円 13,288円
900万円以上 1,100万円未満	第15段階				2.50	170,300円 14,194円
		1,100万円以上 1,300万円未満	第16段階	2.70		181,200円 15,100円
1,300万円以上 1,500万円未満	第17段階				2.90	195,600円 16,308円
		1,500万円以上 2,000万円未満	第18段階	3.10		210,100円 17,516円
2,000万円以上	第19段階				3.30	224,600円 18,724円
				239,100円 19,932円		

【参考】第8期の第1号被保険者の介護保険料

課税状況		要件	所得区分	保険料率	年額	
世帯	本人				月額	
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者		老齢福祉年金受給者	第1段階	0.30 (0.50 [※])	20,700円 (34,500円 [※])	
非課税	非課税				80万円以下	1,725円 (2,875円 [※])
		80万円超 120万円以下	第2段階	0.375 (0.625 [※])	25,800円 (43,100円 [※])	
120万円超	第3段階				0.70 (0.75 [※])	2,156円 (3,594円 [※])
		80万円以下	第4段階	0.775		48,300円 (51,700円 [※])
80万円超	第5段階 (基準額)				1.00	4,025円 (4,313円 [※])
		125万円未満	第6段階	1.075		53,400円 4,456円
125万円以上 190万円未満	第7段階				1.225	69,000円 5,750円
		190万円以上 300万円未満	第8段階	1.40		74,100円 6,181円
300万円以上 500万円未満	第9段階				1.60	84,500円 7,044円
		500万円以上 700万円未満	第10段階	1.80		96,600円 8,050円
700万円以上 900万円未満	第11段階				2.00	110,400円 9,200円
		900万円以上 1,100万円未満	第12段階	2.20		124,200円 10,350円
1,100万円以上 1,300万円未満	第13段階				2.40	138,000円 11,500円
		1,300万円以上 1,500万円未満	第14段階	2.60		151,800円 12,650円
1,500万円以上	第15段階				2.80	165,600円 13,800円
				179,400円 14,950円		
		193,200円 16,100円				

※ 消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額。

7 2040年度の総事業費と介護保険料の予測

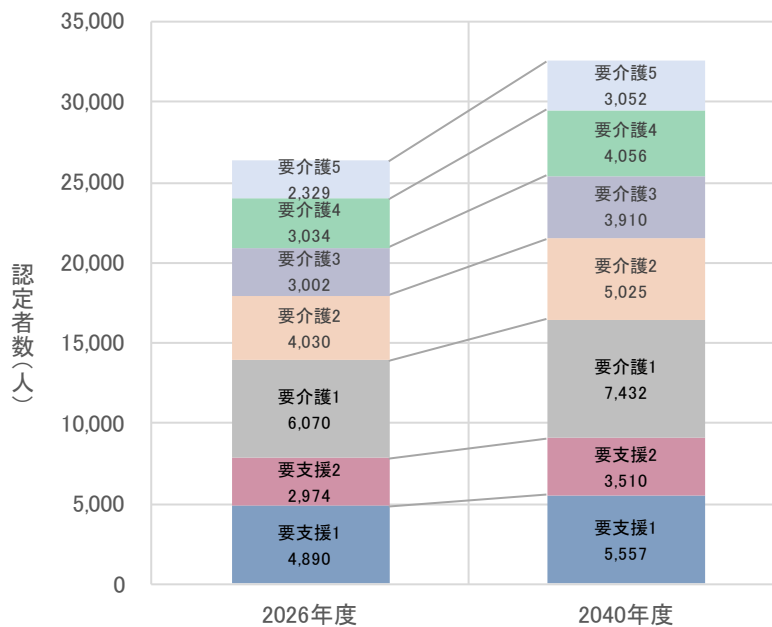
2040年は団塊ジュニア世代が高齢者になる年ですが、総給付費や総事業費については、第6章3の(4)のとおり、団塊の世代が最も大きく影響を与えると考えられます。

これらのことを踏まえ、2040年度の総事業費と介護保険料を予測した結果、総事業費は約552億円、介護保険料月額基準額は約9,000円となりました。

【図6-12】高齢者人口の見込み

	2026年度	2040年度
高齢者人口	119,866人	142,745人
前期高齢者	44,999人	66,846人
後期高齢者	74,867人	75,899人
高齢化率	28.1%	36.0%

【図6-13】要介護度別認定者数の見込み



【図6-14】総事業費の見込み

	2026年度	2040年度
総事業費	419.8億円	552.0億円
標準給付費	396.9億円	526.2億円
地域支援事業費	22.9億円	25.8億円